

住宅の耐震改修の補助金に 30万円上乗せされます!!



国の耐震改修等の緊急支援事業により、**平成23年3月末まで**に下記の補助要件等を満たす戸建て住宅の耐震改修工事を行う方に、市が交付する補助金に加え、30万円の補助金が上乗せされることになりました。

ぜひこの機会に、耐震改修工事をご検討ください。

問／建築課 内2592～3 ☎463-2585

対象要件

- 建築確認を取得した昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅
- 対象者は、建築物の所有者
- 原則として、市内にある建設業者が施工すること（建設業法規定の業者）
- 市が定める耐震診断方法により実施した上部構造評点が、耐震改修前は1.0未満
耐震改修後は1.0以上となる耐震改修を行うこと

◎平成23年3月31日までに、上記の要件を満たし、市の耐震改修補助制度による「耐震改修補助金交付予定額決定通知書」の交付を受けること（同通知書の交付には、10日程度かかりますので、お早めにお申し込みください。）

※上記以外にも必要な要件等がある場合がございますので、事前にご相談ください。

補助金交付額

補助対象者	①通常の補助額	②上乗せ補助額	補助金交付額の合計【①+②】
障害者の方または65歳以上の方が居住されている場合	耐震改修工事に要した費用の相当額（限度額40万円）	30万円（最大）	70万円（最大）
上記以外の場合	耐震改修工事に要した費用の1/5（限度額20万円）		50万円（最大）

住宅に関する相談会を毎月開催しています

問／県南支部事務局 ☎461-4507

（社）埼玉県建築士事務所協会県南支部では、耐震に関する相談や住宅版エコポイント、省エネ住宅のポイントなど、お住まいに関するさまざまな相談を受け付けています。

建築士などの専門家が親切・丁寧にお答えしますので、お気軽にご来場ください。

日時／2月25日（金）午後2時～4時

※毎月第4金曜日開催（祝日を除く）

会場／産業文化センター 3階会議室 費用／無料

補助金交付までの流れ

①耐震改修の施工業者の選定
原則として、市内の建設業者（建設業法規定の業者）に依頼してください。

●事前に耐震診断を実施してください。
※対象要件を満たす方法で実施する必要があります。
（市の耐震診断補助制度が利用できます。）

②申請書等の提出
※耐震改修を実施する前に提出してください。

この間、10日程度かかりますので、申請はお早め!!

③耐震改修補助金交付予定額決定通知書の送付
審査後、市から申請者の方へ郵送します。

ここまでの手続きを、平成23年3月31日までに済ませてください。

④耐震改修工事の実施（平成23年度実施でも可）
※途中、現地で中間検査を行います。

⑤耐震改修工事の完了報告書の提出
※終了後、現地で完了検査を行います。

⑥補助金交付確定額通知書の送付
審査後、市から申請者の方へ郵送します。

⑦補助金の交付
⑥が到着後、約1か月位で、ご指定の口座へ振り込みます。

